

社会保障と所得再分配効果

地主重美

I はじめに

財政措置全体による所得再分配効果に関する研究は¹⁾、内外にその例も少なくないが、とくに社会保障だけを取りだしてこれが個人所得の分布状況にいかなる影響を与えたか、つまり社会保障の所得再分配効果を実際に検討したものはきわめて少い²⁾。これにはいくつかの理由があるろうと思われるが、その第1はおそらく資料の不備であろう。なるほど社会保障の給付、拠出のデータは多からうが、所得階層別分布の資料が整っていることは稀である。第2の理由のはじめから社会保障による再分配効果は negligible だという先入主があって、それがこの種の研究意欲を大いに阻害したと思われる。この発想の背景には、社会保障本来の目的は社会福祉の向上であって再分配は福祉政策の by-product にすぎないのだからその効果じしんを重視するのは当たらないという考え方が潜んでいるように思われる。第3の理由は再分配の定義にからむ難問である³⁾。この点はあとでまたふれることになるが、社会保障措置の加えられる前の所得、つまり再分配前の所得(当初所得)とは何であるか、そしてこ

れをどうやって計測するか、これらの点がまだ十分明確にされていないために研究の進行がはばまれているように思われる。

本調査の目的はじつは第1の理由と関係がある。所得の階層間再分配が社会保障の目的ではないという考え方に同意はするが、社会保障も財政措置の一つである以上、財政政策の目標の一つである所得再分配機能が——これが社会福祉の向上にも連なると思われるが——装置され built-in されている方がのぞましいと思われる。つまり制度本来の目的ではないにしても再分配機能も同時に果せるかどうか制度の効果判定において重要な点だと考える⁴⁾。こういう論点から戦後日本における社会保障の再分配効果の動向をさぐってみた。

II 調査の方法

所得再分配にはいくつかの種類がある。健康者より疾病者へ、短命者から長命者へ、就労者から失業者へ、高所得者より低所得者へ、現在から将来へ、これらいずれも所得再分配であり、社会保障による所得再分配にもこれらが混在している⁵⁾。本調査で所得再分配といっているのはこのうちとくに高所得者より低所得者への再分配、すなわち所得階層間の再分配をさしている。したがって、再分配効果を計測するには再分配前の所得分布と再分配後の所得分布が必要である。現実の実収入所得から社会保障給付費をさしひいたものがここでいう再分配前の所得であり、これに社会保障給付を加え社会保障拠出をさしひいたものが再分配後の所得である。ただこうして計測した再分配前所得はいぜんとして再分配措置の残照をとどめている。なぜならば社会保障給付・拠出は当然財および用役の価格に影響し、その需要供給を変動させるはずであるから、実収入から社会保障給付費をさしひいただけで社会保障措置が完全に捨象されたことにはなら

- 1) 代表的な文献としては、Peacock, A. T. (ed.), *Income Redistribution and Social Policy*, 1954. (高橋長太郎監訳『所得再分配と社会政策』)。Weaver, F., "Taxation and Redistribution in the United Kingdom", *The Review of Economics and Statistics*, Aug. 1950, pp. 201-213. Titmuss, M. R., *Income Distribution and Social Change*, 1962. Kolko, G., *Wealth and Power in America*, 1962. (佐藤定幸訳『アメリカにおける富と権力』)。Clark, C. and Stuvell, G., *Income Redistribution and the Statistical Foundations of Economic Policy*, 1964. 国民生活研究所『所得再分配効果の分析』, 昭和41年。具塚啓明, 新飯田宏「税制の所得再分配効果」『経済成長と財政金融』, 昭和40年所収。
- 2) Peacock, A. T., *The Economics of National Insurance*, Chap. 5, 1951 (下村, 井出訳『社会保障の経済学』)。Peacock, A. T. and Browning, P. R., "The Social Service in Great Britain and the Redistribution of Income", in *Income Redistribution and Social Policy*. 厚生省『社会保障水準基礎調査報告』, 昭和37年。久保まち子「日本における社会保障制度と所得再分配」『季刊社会保障研究』第1巻第2号(昭和40年)。
- 3) A. H. Conrad, "On the Calculation of Tax Burdens", *Economica*.

- 4) この点については例えば、大熊一郎「社会保障の経済学」『季刊社会保障研究』第1巻第1号(昭和40年)。江見康一「社会保障の体系化をめぐる」『季刊社会保障研究』第1巻第1号(昭和41年)。
- 5) この点については、たとえば、Gordon, M. S., *The Economics of Welfare Policies*, 1963, chap. 3.

表 1 社会保障関係総費用

	昭 30 (決算)	昭 31 (予算)	昭 32 (予算)	昭 33 (決算)	昭 34 (予算)	昭 35 (予算)	昭 36 (決算)	昭 37 (決算)	昭 38 (決算)	昭 39 (決算)	昭 40 (予算)
公 的 扶 助	44,394	46,037	46,320	48,230	52,527	58,874	75,381	86,715	101,358	117,641	133,234
社 会 福 祉	10,424	10,657	12,265	13,127	13,552	14,442	24,209	31,220	45,526	59,400	64,147
社 会 保 険	315,269	323,756	366,727	425,986	492,208	602,755	549,363	675,552	826,552	1,008,167	1,332,110
公衆衛生・医療	13,620	22,824	25,555	16,144	27,480	29,577	54,627	78,063	104,693	121,627	136,060
狭義の社会保障小計	383,707	403,274	450,875	503,487	585,767	705,648	703,580	871,550	1,078,019	1,306,835	1,665,551
恩 給	113,849	122,401	133,516	127,854	164,620	164,620	157,241	151,252	164,437	191,477	188,414
戦争犠牲者援護	71,261			93,927			26,179	14,821	22,206	27,383	30,783
広義の社会保障小計	568,817	571,302	584,391	725,268	742,364	870,268	887,000	1,037,623	1,264,742	1,525,695	1,884,748
住 宅 等	3,515	59,891	8,087	5,339	8,820	10,394	8,133	22,346	24,015	13,649	36,038
雇用(失業)対策	16,826	39,736	40,577	21,048	35,021	35,871	54,883	62,720	60,176	55,703	65,192
累 計	589,158	571,302	633,055	751,655	786,205	916,533	950,016	1,122,689	1,348,933	1,595,047	1,985,978

資料 社会保障制度審議会事務局編『社会保障統計年報』。

ないであろう。その結果、これと再分配後の所得を比較しても、所得再分配の純効果はでてこない。しかしながら社会保障措置に原因する価格変動とそれに伴う財および用役の需給の変化を統計的に捕捉することはまず不可能といってよい。これは今後の検討にまつことにして、ここではとりあえず上にのべたような意味で再分配前所得と再分配後所得を定義した。

さて、調査の基礎になるのは階層別所得分布の資料である。わが国にはこれに関して 20 本近い資料があり、所得階層区分、支出単位（個人ベースか世帯ベースか）、所得の種類（現物を含むかどうか）、調査期間（年間調査か月間調査か）、調査方法（サンプル調査かセンサスか）などによりその性格も違っている⁶⁾。本調査は総理府統計局『就業構造基本調査報告』によった。世帯単位の標本調査であり、業態別所得分布を収めていることが採用した最大の理由である。ただ所得には現物を含まず、調査時点は年次で、前年の 7 月 1 日から当年の 6 月 30 日までを 1 年としているために、社会保障拠出・給付の諸資料と期間の調整が技術的に困難になる。さらに『就業構造基本調査報告』は 4 年ごとの標本調査なので、連年の時系列分析には向かない。われわれも連年の分析をあきらめ過去 4 時点の調査を通して再分配の態様と推移をみていきたい。また年次の点では調整を断念し、たとえば昭和 30 年 7 月 1 日から昭和 31 年 6 月 30 日までを就業調査では昭和 31 年度としているが、われわれはこれを昭和 30 年度のものとして取り扱うことにしたから、昭和 31 年度、昭和 34 年度、昭和 37 年度、昭和 40 年度

の基本調査はわれわれの分析では昭和 30 年度、昭和 33 年度、昭和 36 年度、昭和 39 年度ということになる。また世帯を農林業主、非農林自営業主、雇用者および無業者の四つに分類した。これは現行社会保障制度との対応を考え、就業構造の変化と社会保障制度との関連をも考えてみたいと思ったからである。とくに社会保障の将来予測においてこのような分類方式が便利だろうと思われる。

さてこのような階層別所得分布に介入してくる社会保障として社会保障制度審議会事務局の定義を採用することにする⁷⁾。表 1 はこの定義による社会保障関係総費用⁸⁾の動向である。全額公費負担による公的扶助・社会福祉・公衆衛生および医療の 3 制度に、雇用者（または本人）、事業主、公費の 3 者負担による社会保険制度を加えたものを狭義の社会保障といい、これに公費負担の恩給および戦争犠牲者援護を加えたものを広義の社会保障という。社会保障制度審議会事務局の定義は、これに雇用（失業）対策費・低所得者住宅等の公費負担による社会保障関連制度をプラスして社会保障関係総費用を算出している。

本調査は、したがって「就業構造基本調査報告」を基礎にして、これに社会保障制度審議会事務局の定義する社会保障の給付・拠出を加減するという作業になる。

III 推計方法および資料

さきの社会保障制度審議会事務局方式による社会保障給付・拠出は表 2 のとおりである。まず制度別に給付費

6) 所得分布についての詳細な統計の整理をしたものとしてはたとえば、高橋長太郎『所得分布の変動様式』、昭和 30 年。国民生活研究所『所得分布の実態および世帯構造変化に関する研究』、昭和 40 年。

7) この点をくわしく吟味したものに、社会保障研究所『国民所得からみた社会保障の統計的研究』（社会保障研究所所内資料 No. 6504）、昭和 41 年。

8) 社会保障研究所、前掲書。

の配分を考えてみよう。

1. 給付費の配分

(1) 公的扶助

公的扶助は「生活に困窮する者」に対して、「最低限度

の生活」すなわち national minimum を保障する救貧制度であり、被服、食糧、住居、保健衛生、教育、医療等最低限の生活を維持するためのさまざまな需要の態様に応じて生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の7種類の扶助がある。こ

表 2 社会 保障 の 推 移

(単位 100 万円)

	昭 30		昭 33		昭 36		昭 39	
	給 付	保 険 料	給 付	保 険 料	給 付	保 険 料	給 付	保 険 料
I 生 活 保 護	44,394	—	48,230	—	75,381	—	117,641	—
II 社 会 福 祉	10,424	—	13,127	—	24,209	—	59,400	—
III 社 会 保 険	204,977	224,694	276,071	339,663	483,377	597,104	907,939	1,030,116
14 政管健保	50,846	44,356	64,284	70,534	110,758	114,030	207,823	192,159
15 組合健保	36,456	40,317	46,225	61,519	76,851	95,761	140,647	158,603
16 日雇健保	2,334	2,086	4,705	3,203	8,120	4,584	17,935	5,351
17 国民健保	19,670	13,731	34,848	24,076	83,477	48,206	165,059	71,502
18 厚生年金	6,486	34,244	9,015	46,603	12,234	101,771	18,196	163,640
19' 国民年金	—	—	—	—	—	18,364	1,011	23,371
19" 国民福祉年金	—	—	—	—	30,217	—	40,426	—
20' 失業保険 (一般)	30,834	24,194	40,383	35,322	45,727	55,342	104,084	92,931
20" 失業保険 (日雇)	1,074	677	1,578	1,208	3,003	1,751	3,493	1,640
21 政職、失退	900	—	1,026	—	989	—	1,770	—
22 労働災害	16,208	18,429	22,781	28,762	32,125	39,268	51,042	58,760
23 公務災害	471	1,071	484	1,166	502	431	600	2,250
24' 船 員 (疾病)	2,499	2,228	3,247	3,562	4,855	5,328	9,420	8,470
24" " (年金)	486	1,234	757	1,858	1,086	3,206	1,630	5,108
24''' " (失業)	240	282	342	379	312	416	922	665
25' 国 公 共 (短期)	24,155	25,688	20,845	22,760	30,200	32,138	21,693	21,333
25" " (長期)	7,955	10,917	5,600	6,351	8,136	24,824	11,449	34,415
26' 地 公 共 (短期)	3,092	3,498	3,814	4,556	6,114	7,206	47,419	44,240
26" " (長期)	231	706	412	963	832	1,704	17,562	76,631
27' 公 企 体 (短期)	—	—	6,646	7,317	10,244	10,496	16,148	17,518
27" " (長期)	—	—	7,662	16,726	13,907	25,702	23,246	38,891
28' 私 学 (短期)	563	548	744	819	1,145	1,239	2,547	2,312
28" " (長期)	100	488	249	703	417	1,101	672	2,492
29 農 林 共 (長期)	—	—	9	453	1,017	3,805	1,476	7,135
23" 地 共 災	—	—	—	—	600	—	1,012	—
23''' 公企体災	377	—	415	823	509	431	657	699
IV 公 衆 衛 生	13,620	—	16,144	—	54,627	—	121,627	—
狭 義	273,415	224,694	353,572	339,663	637,594	597,104	1,206,607	1,030,116
V 恩 給	113,849	—	127,854	—	157,241	—	191,477	—
VI 戦 争 犠 牲 者 援 護	71,261	—	93,927	—	26,179	—	27,383	—
小 計	185,110	—	221,781	—	183,420	—	218,860	—
広 義	458,525	224,694	575,353	339,663	821,014	597,104	1,425,467	1,030,116
VII 住 宅	3,515	—	5,339	—	8,133	—	13,649	—
VIII 雇 用 対 策	16,826	—	21,048	—	54,883	—	55,703	—
関 連 制 度	20,341	—	26,387	—	63,016	—	69,352	—
最 広 義	478,866	224,694	601,740	339,663	884,030	597,104	1,494,819	1,030,116

資料 総理府社会保障制度事務局『社会保障統計年報』より算定。

表3 業態別被保護世帯の分布 (単位 %)

業態 年次	農林業主	そ の 他 自 営 業 主	雇 用 者	無 業 者
昭和31年	6.8	3.1	54.6	35.5
33	9.4	3.4	49.4	37.8
36	8.8	3.4	46.6	46.6
39	6.0	3.5	45.5	45.1

れは現金給付を原則とするが、医療だけは現物給付を建前としている。この給付費を所得階層別、業態別にクロスさせた調査資料はないので、まず第1に『厚生行政基礎調査』に基き次のような被保護世帯の業態別構成比を計算し、給付費をこの比率で配分した。第2にこのように業態別に配分された公的扶助費を所得階層別に配分しなければならないが、『厚生行政基礎調査』はこの種の資料を提供してくれない。わずかに過去2度にわたって行われた厚生省の社会保障の再分配調査が業態を区別しない総被保護世帯の所得階層分布を与えてくれる。下の表4がそれである。昭和27年は『医療及び所得再分

表4 被保護世帯の所得階層分布

昭和27年		昭和37年	
実 収 入	世帯数 (構成比)	実 収 入	世帯数 (構成比)
2,500円以下	16.9	99,999円以下	33.2
2,500円～4,999円	19.4	100,000円～199,999円	42.1
5,000円～7,499円	29.0	200,000円～299,999円	14.9
7,500円～9,999円	16.1	300,000円～399,999円	3.9
10,000円～12,499円	8.9	400,000円～499,999円	2.5
12,500円～14,999円	2.4	500,000円～599,999円	2.5
15,000円～17,499円	1.6	600,000円～699,999円	0.9
17,500円～19,999円	0.8	700,000円～799,999円	—
20,000円～22,499円	0.8	800,000円～899,999円	—
22,500円～24,999円	—	900,000円～999,999円	—
25,000円～27,499円	—		
27,500円～29,999円	2.4		
30,000円～34,999円	—		
35,000円～39,999円	0.9		
40,000円以上	0.8		

配調査報告』であり、昭和37年は『社会保障水準基礎調査』である。二つの調査では標本数がきわめて少く(昭和37年の被保護世帯抽出率は202/624,012)代表性に問題があるが、他に適当な資料がない現状ではこれによらざるをえない。さらに昭和27年の世帯構成比が昭和30年および昭和33年に、また昭和37年の世帯構成比が昭和36年および昭和39年に適用されるものと仮定した。その上、これら世帯構成比には業態による区別がなく、四つの業態に同じ所得階層別世帯構成比が妥当するものと仮定した。さらに受給者は世帯数に応じて分

布し、同一額の給付を受けるものと想定する。以上の仮定は資料のない現状のもとで余儀なく採用した第1次接近であり、今後関連資料の整備によって逐次改善していかなければならない。

(2) 社会福祉

社会福祉制度を受給する主体の側からみると老人福祉、児童福祉、母子福祉および心身障害者福祉の四つになると思う。制度がきわめて多様なので、給付費の配分についてもこれら四つに区別し、その上で階層別配分をすべきであると思われるが、このために利用できる資料は昭和37年の『社会保障水準基礎調査』を数えるのみであり、これとても標本数が多くないために問題が多い。とくに社会福祉給付は主としてサービスの形でなされるために所得階層別の配分はきわめて困難であろう。本調査では下の表5でも明らかなようにこれら社会福祉受給世

表5 低所得世帯と一般世帯の有業率の比較 (単位 %)

	低 所 得 世 帯	一 般 世 帯
総 数	76.1	63.8
男	85.4	84.0
15～19歳	49.1	44.8
20～39歳	97.0	94.8
40～64歳	92.8	95.3
65歳以上	56.0	51.4
女	67.9	45.2
15～19歳	50.6	40.6
20～39歳	79.2	51.8
40～64歳	74.5	46.0
65歳以上	25.6	14.0

資料 低所得世帯は厚生省統計調査部『生活実態調査(昭和34年)』。
一般世帯は総理府統計局『就業構造基本調査(昭和34年)』。

帯は被保護世帯を除く低所得世帯に集中しているものと判断して、『就業構造基本調査報告』の世帯員1人当たり平均所得以下の世帯に給付費を配分した。このためまず給付費を『就業構造基本調査』における世帯数の業態別構成比に応じて配分し、これを各業態の低所得者層に上にのべたような仕方で配分した。さらに生活保護と同じように受給者は世帯数に応じて分布し、同一額の給付を受けるものと仮定したことはいうまでもない。

(3) 社会保険

現在わが国には保険適用者や財源、給付等性格の違った16の社会保険制度が乱立している。これを医療保険、年金保険、業務災害保険、失業保険の4部門に区分することもできれば、職域保険(主として雇用者保険)と地域保険(主として一般国民保険)の二つに区別することもできるだろうが、それぞれの部門においても性格

表 6 制度別社会保障給付拠出

(単位 100 万円)

	昭和 30 年		昭和 33 年		昭和 36 年		昭和 39 年	
	給 付	保 険 料	給 付	保 険 料	給 付	保 険 料	給 付	保 険 料
I 社 会 保 険	204,977	224,695	276,493	339,573	483,382	597,841	907,991	1,032,106
1) 医 療 保 険	139,615	132,452	185,358	198,346	331,764	318,988	628,691	521,488
政 管 健 保	50,846	44,356	64,284	70,534	110,758	114,030	207,823	192,159
組 合 健 保	36,456	40,317	46,225	61,519	76,851	95,761	140,647	158,603
日 雇 健 保	2,334	2,086	4,705	3,203	8,120	4,584	17,935	5,351
国 民 健 保	19,670	13,731	34,848	24,076	83,477	48,206	165,059	71,502
船 員 保 険	2,499	2,228	3,247	3,562	4,855	5,328	9,420	8,470
国 公 共 済	24,155	25,688	20,845	24,760	30,200	32,138	21,693	21,333
地 公 共 済	3,092	3,498	3,814	4,556	6,114	7,206	47,419	44,240
公 企 体 共 済	—	—	6,646	7,317	10,244	10,496	16,148	17,518
私 学 共 済	563	548	744	819	1,145	1,239	2,547	2,312
2) 年 金 保 険	15,258	47,589	23,704	73,657	67,846	180,477	115,668	351,683
厚 生 年 金	6,486	34,244	9,015	46,603	12,234	101,771	18,196	163,640
船 員 保 険	486	1,234	757	1,858	1,086	3,206	1,630	5,108
拠 出 制 国 年	—	—	—	—	—	18,364	1,011	23,371
福 祉 年 金	—	—	—	—	30,217	—	40,426	—
国 公 共 済	7,955	10,917	5,600	6,351	8,136	24,824	11,449	34,415
地 公 共 済	231	706	412	963	832	1,704	17,562	76,631
公 企 体 共 済	—	—	7,662	16,726	13,907	25,702	23,246	38,891
私 学 共 済	100	488	249	703	417	1,101	672	2,492
農 村 共 済	—	—	9	453	1,017	3,805	1,476	7,135
3) 失 業・労 災 保 険	50,104	44,654	67,431	57,570	83,772	98,376	163,580	158,935
失 業 保 険	31,908	24,872	41,961	36,440	48,735	57,168	107,577	96,561
船 員 保 険	240	282	342	379	312	416	922	665
労 災 保 険	16,208	18,429	22,781	28,762	32,125	39,268	51,042	58,760
国 公 災 補	471	1,071	484	1,166	502	1,093	600	2,250
地 公 災 補	—	—	—	—	600		1,012	
公 企 体 災 補	377	—	415	823	509	431	657	699
政府職員失業・退職	900	—	1,026	—	989	—	1,770	—
4) 恩 給	113,849	—	127,854	—	157,241	—	191,477	—

が決して均一ではない。ここではさきの所得分布の業態分類に対応するように、まず大きく医療、年金、業務災害および失業に3分した上でそれぞれに雇用者保険、一般国民保険という2本の柱を立てることにする。表6は原資料にさかのぼってさきの表2を組み替えたものである。

a) 医療保険

雇用者保険を a₁ で、一般国民保険を a₂ で表わすことにしよう。

a_{1.1}) 政府管掌健康保険と組管掌健康保険

他の雇用者保険もそうであるが、政管健保、組管健保は個人加入であるために、世帯ベースの階層別所得分布に、ただちに給付費を配分することはできない。ただ医療給付はすべての受給者に対して均等になされ、すべての被保険者ならびにその家族の受給確率は近似的に同一であると想定できるならば問題はやや簡単に

なる。『就調』の雇用者グループの所得階層別世帯分布を所得階層別世帯員分布になおし、その階層分布率にしたがって給付費を配分した。

a_{1.2}) 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体職員など共済組合の各短期分

公務員ないし準公務員の雇用者医療保険であるが、これも個人加入であって世帯加入ではない。人事院『国家公務員在職状況統計』には俸給階級別公務員の分布をのせているが、これを各種補助資料を用いて世帯ベースに転換しても結果はかなり恣意的なものになる。そこで a_{1.1}) の方式にならい、『就調』雇用者世帯分布のなかからとくに公務員世帯分布をとりだし、これを世帯員分布になおした上でその分布比率によって給付費を配分した。

a_{1.3}) 私立学校教職員共済組合の短期分

『就調』雇用者世帯分布のなかからとくにサービス

業世帯分布をとりだし、これを世帯員分布になおした上でその分布比率によって給付費を配分した。

a1.4) 船員保険の疾病部門

これは a1.1) と同じような分布をしているものと仮定した。

a1.5) 日雇労働者健康保険

厚生省『生活実態調査報告(昭和 34 年)』, 同昭和 35 年, 『国民生活実態調査報告』の昭和 37 年から昭和 39 年を基礎資料とし, これに載っている日雇労働者世帯の階層分布に『就調』雇用者世帯の世帯人員を考慮して世帯員階層分布率を計算して給付額を配分した。

a2.1) 国民健康保険

これは雇用者以外の一般国民ならびに従業者 5 人未満の事業所における雇用者を対象にした医療保険であり, 世帯加入である。昭和 37 年以降, 厚生省から『国民健康保険実態調査報告』が出て, 国民健保加入世帯の業態別, 所得階層別分布が明らかになり, さらに昭和 39 年からは保険料調定額ならびに診療費の所得階層分布が調査されている。そこで昭和 39 年はこれを基礎におくことにしたが, それ以前についてはまず『厚生行政基礎調査報告』によって国民健保加入世帯の業態別構成比を出し, さらに昭和 37 年の当該加入世帯の所得階層分布が昭和 30 年, 33 年, 36 年にもそのままあてはまると仮定した。給付は世帯員にひとしく利用されているものと考え, 給付総額を上のような分布比率に応じて配分した。

b) 年金保険

b1.1) 厚生年金保険

厚生年金は個人加入であるため, 世帯の所得階層分布に給付費を配分することがきわめて困難であるばかりではない。受給権者 1 人当りの年金額は昭和 39 年で 30,917 円, 老齢年金だけでみても 43,028 円にすぎないし, また新規裁定分でみるとそれぞれ 37,925 円, 46,376 円と大差がない。

したがってこれら受給者は年金だけで生活できず, 他に所得があるか, または他の親族と一緒に生活していると思われる。したがってその所得階層分布を推定することは至難のわざである。これらの点を考慮して年金給付は所得階層別有業人員分布に応じて配分されているものと想定した。この推計方法には今後一層の検討が必要と思われる。

b1.2) 国家公務員共済組合, 地方公務員共済組合, 公共企業体職員等共済組合の各長期分

『就調』雇用者世帯分布のなかから, とくに公務員世

帯分布をとりだし, これを世帯員分布になおした上で, その分布比率によって配分した。

b1.3) 私立学校教職員共済組合の長期分

短期分の場合と同じく, 『就調』雇用者世帯のうちにサービス業世帯グループの世帯員分布率に応じて配分した。

b1.4) 農林漁業団体職員共済組合

『就調』の農林業世帯グループの世帯員分布に応じて配分した。

b1.5) 船員保険の年金部門

『就調』の雇用者世帯員比率で配分した。

b2.1) 国民年金

世帯加入を建前とする一般国民対象の年金であり, 拠出制国民年金と無拠出制福祉年金の 2 種類がある。後者は拠出能力のない 70 歳以上の高齢者に支給される全額国庫負担の年金制度である。福祉年金の支給には次のような所得制限をおいている。

表 7 受給権者の制限所得額

昭和 36 年	昭和 37 年	昭和 38 年	昭和 39 年	昭和 40 年
13 万円	15 万円	18 万円	20 万円	22 万円

福祉年金はこの制限所得額以下の世帯にひとしく支給されるものとし, 『就調』を利用する。なお世帯数の業態別構成比は国民健康保険に同じと仮定した。

一方拠出年金受給者の世帯分布は一般国民対象の国民健康保険に同じと仮定し, この分布率で給付費を配分した。あるいは『国民生活実態調査報告』にある高齢者世帯の所得階層分布を採用すべきであったと思われるが, 国民年金を受給する高齢者が独立世帯を形成しているという確証もないのでここではとりあえず上の方式を採用した。

c) 失業および労災保険

c1.1) 失業保険

これには一般雇用者を対象にしたものと, 日雇労働者を対象にしたものの 2 種類ある。一般失業保険の方は雇用者グループの有業者分布に応じて給付の配分が行われるものと仮定し, 『就調』の雇用者世帯の所得階層分布を有業者分布に組みかえて使用した。ただ給付には頭打ちがある。『就調』の所得階層でいえば, 昭和 30 年, 昭和 33 年の年間支給限度額は 40 万円, 昭和 36 年, 昭和 39 年のそれは 60 万円である。他方日雇労働者失業保険の方も給付配分の方式は一般の場合と同様である。これも将来『国民生活実態調査』等によって補正の必要があろう。

c1・2) 船員保険失業部門

給付費は『就調』雇用者世帯の収入比率で配分。ただ標準報酬の頭打ちがあるため、この点を考慮した。

c1・3) 労働者災害補償

c1・4) 国家公務員災害補償, 地方公務員災害補償, 公共企業体共済災害補償分

c1・3) は『就調』雇用者世帯の有業人員分布率で配分し, c1・4) は『就調』雇用者グループの公務員世帯分布率で配分した。

c1・5) 政府職員等失業者退職手当

公務員対象の失業保険はないが, 退職手当がこれに相当する。ただこれは全額公費負担である。配分は『就調』雇用者世帯のうち公務員グループの所得階層別総収入分布率に拠った。

(4) 公衆衛生および医療

これは全額国庫負担の社会サービスであり, 全世帯がすべて均一の給付をうけるものと想定して, 『就調』所得階層別世帯数分布率で配分した。

(5) 恩 給

『就調』雇用者世帯のうち, 公務員グループの総収入に応じて配分した。

(6) 戦争犠牲者援護

『就調』所得階層別世帯分布によって配分。

(7) 住宅等

低所得者層のための住宅その他関連設備のための費用であり, 昭和 30 年, 33 年, 36 年については第 2 種公営住宅 (年収 192,000 円以下の階層, ただし昭和 39 年には年収 240,000 円以下の階層), 昭和 39 年については第 2 種住宅ならびに第 1 種住宅 (昭和 39 年については年収 240,000 円から 432,000 円の階層)。

以上の基準で『就調』雇用者世帯グループの世帯数分布率に応じて配分。もっとも社会開発的な住宅政策は以上につきるものではない。この点については将来の検討にまっはかはない。

(8) 雇用対策

『就調』雇用者世帯グループの有業者 1 人当たり収入が平均水準より低い所得階層に対して世帯分布率に応じて配分。

次に拠出に移ろう。

2. 拠出額の配分

(1) 社会保険

a) 医療保険

a1・1) 政府管掌健康保険と組合管掌健康保険の短期分

保険料徴収の基準になる標準報酬は, 昭和 28 年から 31 年に月額 36,000 円, 昭和 31 年から 41 年月額 52,000 円の頭打ちがある。この点を考慮して『就調』雇用者グループの総収入分布率の組み替えを行い拠出額を配分した。

a1・2) 国家公務員共済組合, 地方公務員共済組合, 公共企業体職員等共済組合の各短期分

拠出は所得比例とみなし, 『就調』雇用者グループのうち公務員世帯の階層別総収入分布率に応じて配分した。

a1・3) 私立学校教職員共済組合の短期分

a1・4) 船員保険の疾病部門

a1・3) の方は『就調』雇用者世帯のうちサービス業世帯グループの所得階層別総収入分布率に応じて配分した。a1・4) の方も『就調』雇用者世帯の所得階層別総収入分布率によって配分したが, 拠出額算出ベースになる年所得額に天井が与えられているのでこの点を考慮した。

a1・5) 日雇労働者健康保険

日雇労働者の所得階層別世帯分布は次の資料に拠った。

昭和 30 年 『生活実態調査報告 昭 34』

昭和 33 年 『生活実態調査報告 昭 34』

昭和 36 年 『国民生活実態調査報告 昭 37』

昭和 39 年 『国民生活実態調査報告 昭 38』

ただ階層間隔があらいため, 『就調』雇用者世帯分布を補間を用いた。拠出は定額で 1 級 2 級の区別がある。

	昭和 30 年	昭和 33 年	昭和 36 年	昭和 39 年
1 級	20 円(口額)	20 円	26 円	26 円
2 級	18 円	18 円	20 円	20 円

したがって所得階層別世帯分布率については, 20 万円以上の世帯に 26/20 (昭和 36 年, 39 年) ないし 20/18 (昭和 30 年, 33 年) のウェイトをつけて再計算し, この新しい分布率で配分した。

a2・1) 国民健康保険

保険料は均等割 50%, 資産・所得割 50% の割合で徴収され, さらに 35 歳を境に拠出率に違いがある。昭和 30 年, 33 年については適当な資料がないので, まず『厚生行政基礎調査報告』によって国保加入世帯数の業態別構成比をとり, さらに資料中の所得階層分布率で配分した。昭和 37 年からは厚生省保険局『国民健康保険調査報告書』が出され, 保険料調定額の業態別階層別分布が明らかにされたので, 昭和 36 年, 39

年についてはこれを利用して保険料の配分を行った。

b) 年金保険

b_{1.1}) 厚生年金保険

被保険者の標準報酬月額を基礎として算出されるが、これには次のような頭打ちがある。

昭和 29 年～昭和 34 年 月額 18,000 円

昭和 35 年～昭和 39 年 月額 36,000 円

したがってこの点を考慮して『就調』雇用者世帯の所得階層別総収入分布率を修正し、これに拠って保険料を配分した。

b_{1.2}) 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合の各長期分

『就調』雇用者世帯のうち公務員世帯の所得階層別総収入分布率に応じて配分した。

b_{1.3}) 私立学校教職員共済組合の長期分

『就調』雇用者世帯のうちサービス業世帯グループの総収入に応じて配分した。

b_{1.4}) 農林漁業団体職員共済組合

『就調』農林漁業世帯グループの所得階層別総収入率に応じて配分した。

b_{1.5}) 船員保険の年金部門

『就調』雇用者世帯の総収入比率で配分するが、標準報酬月額の頭打ちを考慮した。

b_{2.1}) 国民年金

拠出制国年とは昭和 36 年に発足したため、拠出も昭和 36 年から始まった。保険料は定額で 35 歳を境にして料率が異なる。加入世帯の業態別・所得階層別分布は国保に同じと仮定して保険料を配分した。

c) 失業および労災保険

c_{1.1}) 失業保険

一般失業保険の保険料は総賃金額の一定率という総報酬制を採用しているため、『就調』雇用者世帯の所得階層別総収入分布率に拠って配分した。日雇労働者失業保険の保険料は賃金日額 480 円を境にして 1 級が 16 円、2 級が 12 円であり、これを『生活実態調査報告』および『国民生活実態調査報告』の日雇労働者世帯の所得階層別世帯分布率に拠って配分した。

c_{1.2}) 船員保険失業部門

方法は一般失業保険と同じである。

c_{1.3}) 労働者災害補償

c_{1.4}) 国家公務員災害補償、地方公務員災害補償

c_{1.3}) は『就調』雇用者世帯の有業人員分布率で配分し、c_{1.4}) は『就調』雇用者グループの公務員世帯分布率で配分した。

- (2) 公的扶助 (3) 社会福祉 (4) 公衆衛生
および医療 (5) 恩給 (6) 戦争犠牲者援護
(7) 住宅対策 (8) 雇用対策 (9) 社会保険
(拠出財源のうち公費負担分)

(1)～(8)は全額国庫ないしは地方公共団体が負担する制度であり、(9)は一部が公費によって負担されている。表 8 はこれをまとめたものである。『社会保障統計年報』等

表 8 (単位 100 万円)

	昭和30年	昭和33年	昭和36年	昭和39年
生活保護	44,394 47,924	48,230 53,048	75,381 78,958	117,641 127,237
社会福祉	10,424 13,586	13,127 18,274	24,209 27,495	59,400 160,937
社会保険	27,773 25,418	42,478 37,539	128,554 119,982	238,420 193,983
公衆衛生および医療	13,620 57,229	16,144 65,676	54,627 111,586	121,627 240,080
恩給	112,150 88,809	125,940 101,041	143,081 121,535	181,645 150,567
戦争犠牲者援護	71,261 7,665	93,927 8,210	26,179 13,107	27,383 11,136
住宅	3,515 45,130	5,339 47,068	8,133 71,584	13,649 136,283
雇用対策	16,826 32,135	21,048 41,388	54,883 60,927	55,703 78,833
その他	— 16,176	— 16,446	— 25,553	— 3,816
計 (社会保障公費負担)	299,963	366,233	515,047	815,468
(社会保障財政支出)	333,964	385,373	622,952	1,035,541
地方公共団体	105,126	121,658	198,994	367,973
国庫	228,828	263,715	423,958	667,568

注 各欄の上の数字は本調査からの公費負担推計値。下の数字は政府の一般会計および地方財政の普通会計における社会保障および関連制度への歳出。

から推計された社会保障および関連制度への公費負担分は、中央政府の予算書ならびに決算書、自治省『地方財政統計年報』から算出された関係歳出額と大幅に食い違っている。とくに社会保障関連制度においてこの差が著しい。住宅対策や雇用対策がそのよい例であり、さらに公衆衛生等もこの部類である。社会福祉も地方自治体の単独財源からの支出が含まれているために大きくなっているものと思われる。他方社会保険では、無拠出福祉年金給付が本推計では社会福祉に入れる代りに社会保険に入れたために両者のギャップを大きくしている。したがって、本推計値をいれるか、予算書、決算書から歳出を

いれるか問題ののこところであるがここでは一応推計値をそのまま使うことにした。さて、これら公費負担分は当然税でまかなわれるものであるから、租税負担率に応じてこれを所得階層別に全世帯に配分しなければならない。『税務統計書』における世帯分布の基礎になった所得階層は課税所得階層であって、われわれのいうものとは異なる。ただ一つ『日本産業構造研究所四季報』が所得階層別租税負担額を公表しており、これには個人直接税だけでなく、法人税や間接税の個人転嫁分も含むの

できわめて有益であるが単年度の調査であるためわれわれの作業には不向きである。そこで総理府統計局『家計調査年報』から所得階層別実効税率を計算したが、農林業主については別に『農家経済調査報告』によって税率を算定し、これで上の公費負担分を配分した。ただこの方法では個人直接税だけの税率になり、個人に転嫁されるその他の租税が除外されることになるが、ここでは一応この負担率に拠ることとした。

以上の方式で計算した結果が次の表9、表10である。

表9 階層別分配・再分配所得

(昭和30年)

class (万円)	世帯数 (1,000)	平均所得 (万円)	当初所得 (100万円)	給付 (100万円)	拠出 (100万円)	再分配所得 (100万円)	再分配所得 世帯数 (1,000円)	(再分配所得 - 当初所得) 世帯数 (1,000円)
9.6未満	3,465	5.78	186,430	66,716	14,693	238,453	68.8	+15.0
9.6~19.2	6,989	13.94	946,900	125,110	70,698	1,001,312	143.3	+7.8
19.2~28.8	4,709	23.11	1,075,294	116,515	86,799	1,105,010	234.7	+6.3
28.8~38.4	2,739	32.60	881,943	73,223	83,675	871,491	318.2	-3.8
38.4~48.0	1,193	42.19	496,582	40,664	67,951	469,295	393.4	-22.9
48.0~57.6	669	51.48	340,927	23,572	60,087	304,412	455.0	-54.6
57.6~67.2	357	62.19	219,595	13,317	38,007	194,905	546.0	-69.2
67.2~76.8	153	72.47	108,858	6,608	24,146	91,420	597.5	-114.0
76.8~86.4	108	81.74	86,818	4,995	20,355	71,458	661.6	-142.2
86.4~96.0	46	90.20	40,986	2,151	16,314	26,823	583.1	-307.9
96.0以上	145	141.18	203,651	5,993	42,027	167,617	1,156.0	-248.5
合計	20,573		4,587,984	478,864	524,652	4,542,196	220.8	-2.2

(昭和33年)

class (万円)	世帯数 (1,000)	平均所得 (万円)	当初所得 (100万円)	給付 (100万円)	拠出 (100万円)	再分配所得 (100万円)	再分配所得 世帯数 (1,000円)	(再分配所得 - 当初所得) 世帯数 (1,000円)
10未満	3,521	5.9	193,693	81,472	18,401	256,764	72.9	+17.9
10~15	2,976	12.2	352,614	57,486	21,250	388,850	130.7	+12.2
15~20	2,878	17.1	480,808	57,567	43,786	494,589	171.9	+4.8
20~25	2,682	22.1	580,497	60,967	37,729	603,735	225.1	+8.7
25~30	2,134	27.0	563,323	59,984	50,212	573,095	268.6	+4.6
30~40	3,369	34.0	1,127,258	97,875	98,548	1,126,585	334.4	-0.2
40~50	1,941	44.0	843,414	71,471	94,718	820,167	422.6	-12.0
50~60	1,073	53.8	567,816	40,493	77,688	530,621	494.5	-34.7
60~70	658	63.6	411,978	24,510	62,038	374,450	569.1	-57.0
70~80	379	73.9	273,244	15,888	44,480	244,652	645.5	-75.4
80~90	229	83.7	189,234	10,049	35,157	164,126	716.7	-109.6
90~100	147	94.1	136,217	7,511	26,356	117,372	798.5	-128.2
100以上	395	157.8	622,084	16,452	95,536	543,000	1,374.7	-200.2
合計	22,382	28.8	6,342,180	601,725	705,899	6,238,006	278.7	-4.7

(昭和 36 年)

class	世帯数	平均所得	当初所得	給付	拠出	再分配所得	再分配所得 世帯数	(再分配所得 - 当初所得) 世帯数
(万円)	(1,000)	(万円)	(100 万円)	(100 万円)	(100 万円)	(100 万円)	(1,000 円)	(1,000 円)
10 未満	1,796	4.66	79,231	90,573	18,763	151,041	84.1	+40.0
10~ 15	2,060	12.08	251,079	69,299	23,373	297,005	144.2	+22.3
15~ 20	2,263	16.96	387,651	68,722	48,288	408,085	180.3	+9.0
20~ 25	2,329	21.99	511,554	60,607	38,985	533,176	228.9	+9.3
25~ 30	2,048	26.92	550,914	57,530	49,128	559,316	273.1	+4.1
30~ 40	3,982	34.31	1,358,503	129,974	111,773	1,376,704	345.7	+4.6
40~ 50	2,918	44.39	1,288,903	91,336	105,849	1,274,390	436.7	-5.0
50~ 60	1,954	62.26	1,056,329	84,205	116,235	1,024,299	524.2	-16.4
60~ 80	2,299	69.00	1,578,480	110,608	188,611	1,500,477	652.7	-33.9
80~100	1,019	90.11	913,709	53,605	119,010	848,304	832.5	-64.2
100~150	859	121.22	1,024,412	47,928	165,700	906,640	1,066.6	-138.6
150 以上	403	241.72	970,396	19,620	126,454	863,562	2,142.8	-265.1
合 計	23,921		9,971,161	884,007	1,112,169	9,742,999	407.3	-9.5

(昭和 39 年)

class	世帯数	平均所得	当初所得	給付	拠出	再分配所得	再分配所得 世帯数	(再分配所得 - 当初所得) 世帯数
(万円)	(1,000)	(万円)	(100 万円)	(100 万円)	(100 万円)	(100 万円)	(1,000 円)	(1,000 円)
10 未満	1,225	3.2	27,128	104,365	23,385	108,108	88.3	+66.1
10~ 15	905	12.0	94,951	70,776	13,873	151,854	167.8	+62.9
15~ 20	1,268	17.1	202,375	86,125	25,860	262,640	207.1	+47.5
20~ 25	1,693	22.0	359,330	89,438	43,172	405,596	239.6	+27.3
25~ 30	1,527	26.8	387,288	73,787	47,225	413,850	271.0	+17.4
30~ 40	3,539	34.2	1,188,104	166,457	121,948	1,232,613	348.3	+12.6
40~ 50	3,387	44.4	1,483,727	169,705	165,785	1,487,647	439.2	+1.2
50~ 60	2,725	54.3	1,462,791	154,988	186,245	1,431,534	525.3	-11.5
60~ 80	4,103	69.0	2,752,926	259,397	389,414	2,622,909	639.3	-31.7
80~100	2,215	90.2	1,981,983	158,911	299,601	1,841,293	831.3	-63.5
100~150	2,128	122.6	2,563,733	118,341	311,779	2,370,295	1,113.9	-90.9
150~200	610	175.3	1,061,155	34,527	116,694	978,988	1,604.9	-134.7
200 以上	460	311.8	1,453,325	25,701	100,522	1,378,504	2,996.7	-162.7
合 計	25,788	57.3	15,018,816	1,512,518	1,845,503	14,685,831	569.5	-12.9

昭和 30 年 雇用者世帯

表 10 世帯業態別再分配状況

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得—当初所得 (1,000 円)	(再分配所得—当初所得) 世帯数 (1,000 円)
9.6 未満	1,041	69,218	97,548	28,330	27.2
9.6~19.2	3,054	430,282	483,648	53,366	17.5
19.2~28.8	2,473	573,308	614,374	41,066	16.6
28.8~38.4	1,484	479,882	484,685	4,803	3.2
38.4~48.0	689	287,433	275,277	-12,156	-17.6
48.0~57.6	399	203,686	181,380	-22,306	-55.9
57.6~67.2	211	139,588	114,950	-24,638	-116.8
67.2~76.8	93	67,299	55,523	-11,776	-126.6
76.8~86.4	68	55,429	44,920	-10,509	-154.5
86.4~96.0	29	26,631	16,873	-9,758	-336.5
96.0 以上	78	112,039	87,724	-24,315	-311.7
合 計	9,619	2,435,795	2,456,902	+21,507	+2.2

昭和 30 年 農林業主世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得—当初所得 (1,000 円)	(再分配所得—当初所得) 世帯数 (1,000 円)
9.6 未満	996	56,374	61,868	5,494	5.5
9.6~19.2	1,956	259,561	252,553	-7,008	-3.6
19.2~28.8	1,124	249,865	241,816	-8,049	-7.2
28.8~38.4	542	169,158	162,458	-6,700	-12.4
38.4~48.0	205	83,702	79,188	-4,514	-22.0
48.0~57.6	88	43,666	40,729	-2,937	-33.4
57.6~67.2	34	19,771	18,054	-1,717	-50.5
67.2~76.8	13	8,674	8,097	-577	-44.4
76.8~86.4	6	4,474	4,039	-435	-72.5
86.4~96.0	2	1,528	1,131	-397	-198.5
96.0 以上	5	4,946	3,048	-1,898	-379.6
合 計	4,971	901,719	872,981	-28,738	-5.8

昭和 30 年 非農林業主世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得—当初所得 (1,000 円)	(再分配所得—当初所得) 世帯数 (1,000 円)
9.6 未満	433	27,972	31,279	3,307	7.6
9.6~19.2	1,266	178,000	184,957	6,957	5.5
19.2~28.8	823	192,253	192,499	246	0.3
28.8~38.4	560	186,984	181,202	-5,782	-10.3
38.4~48.0	239	101,742	92,933	-8,809	-36.9
48.0~57.6	159	81,742	71,665	-10,077	-63.4
57.6~67.2	97	61,236	54,549	-6,687	-68.9
67.2~76.8	39	28,688	23,820	-4,868	-124.8
76.8~86.4	31	24,682	20,430	-4,252	-137.2
86.4~96.0	11	9,803	5,934	-3,869	-351.7
96.0 以上	59	83,361	74,257	-9,104	-154.3
合 計	3,717	976,463	933,525	-147,938	-39.8

昭和 30 年 無業者世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得-当初所得 (1,000 円)	(再分配所得 -当初所得) 世帯数 (1,000 円)
9.6 未満	984	32,866	47,758	14,892	15.1
9.6~19.2	699	79,057	80,154	1,097	1.6
19.2~28.8	287	59,868	56,321	-3,547	-12.4
28.8~38.4	152	45,919	43,146	-2,773	-18.2
38.4~48.0	61	23,705	21,897	-1,808	-29.6
48.0~57.6	26	11,833	10,638	-1,195	-45.9
57.6~67.2	14	8,000	7,352	-648	-46.3
67.2~76.8	6	4,197	3,980	-217	-36.2
76.8~86.4	3	2,233	2,069	-164	-54.7
86.4~96.0	4	3,024	2,865	-139	-34.8
96.0 以上	3	3,305	2,588	-717	-239.0
合 計	2,239	274,007	278,788	+4,781	+2.1

昭和 33 年 雇用者世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得-当初所得 (1,000 円)	(再分配所得 -当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	1,097	78,505	110,681	32,176	29.3
10~15	1,230	150,313	172,805	22,492	18.3
15~20	1,263	216,054	235,441	19,387	15.3
20~25	1,317	290,353	309,272	18,919	14.4
25~30	1,172	312,745	328,502	15,757	13.4
30~40	2,010	678,369	688,046	9,677	4.8
40~50	1,230	536,669	526,896	-9,773	-7.9
50~60	696	369,750	346,642	-23,108	-33.2
60~70	432	271,813	246,385	-25,428	-58.9
70~80	259	187,568	167,466	-20,102	-77.6
80~90	155	128,278	110,706	-17,572	-113.4
90~100	105	97,745	84,664	-13,081	-124.6
100 以上	263	408,971	352,695	-56,276	-214.0
合 計	11,229	3,727,133	3,680,201	-46,932	-4.18

昭和 33 年 農林業主世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得-当初所得 (1,000 円)	(再分配所得 -当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	1,001	58,659	66,659	8,000	8.0
10~15	878	102,463	106,505	4,042	4.6
15~20	837	137,687	126,590	11,097	13.3
20~25	683	145,547	146,138	591	0.9
25~30	498	130,376	123,971	-6,405	-12.9
30~40	591	195,680	189,372	-6,308	-10.7
40~50	272	116,416	112,313	-4,103	-15.1
50~60	126	66,616	63,824	-2,792	-22.2
60~70	57	35,534	33,854	-1,680	-29.5
70~80	28	20,104	19,656	-448	-16.0
80~90	13	10,451	10,041	-410	-31.5
90~100	5	4,319	3,987	-332	-66.4
100 以上	14	18,327	16,834	-1,493	-106.6
合 計	5,003	1,042,179	1,019,744	-22,435	-4.48

昭和 33 年 非農林業主世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得—当初所得 (1,000 円)	(再分配所得— 当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	377	25,448	29,273	3,825	10.1
10～15	493	59,259	62,765	3,506	7.1
15～20	522	88,740	91,609	2,869	5.5
20～25	502	110,741	113,132	2,391	4.8
25～30	356	94,340	94,520	180	0.5
30～40	599	201,623	198,560	-3,063	-5.1
40～50	349	153,839	146,693	-7,146	-20.5
50～60	207	109,731	101,132	-8,599	-41.5
60～70	139	87,084	79,130	-7,954	-57.2
70～80	76	55,472	49,328	-6,144	-80.8
80～90	51	42,330	36,880	-5,450	-106.9
90～100	32	29,910	25,757	-4,153	-129.8
100 以上	110	177,853	161,081	-16,772	-147.9
合 計	3,813	1,235,870	1,189,860	-46,010	-12.1

昭和 33 年 無業者世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得—当初所得 (1,000 円)	(再分配所得— 当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	1,043	31,081	50,151	19,070	+18.3
10～15	374	40,579	46,775	6,196	+16.6
15～20	255	38,327	40,949	2,622	+10.3
20～25	178	33,856	35,193	1,337	+7.5
25～30	107	25,862	26,102	240	+2.2
30～40	167	51,586	50,607	-979	-5.9
40～50	89	36,490	34,265	-2,225	-25.0
50～60	43	21,719	19,023	-2,696	-62.7
60～70	30	17,547	15,081	-2,466	-82.2
70～80	15	10,100	8,202	-1,898	-126.5
80～90	10	8,175	6,499	-1,680	-168.0
90～100	5	4,243	2,964	-1,279	-255.8
100 以上	10	17,433	12,390	-5,043	-504.3
合 計	2,326	336,998	348,201	+11,203	+4.82

昭和 36 年 雇用者世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得—当初所得 (1,000 円)	(再分配所得— 当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	313	20,993	44,633	23,640	75.5
10～15	967	116,420	141,819	25,399	26.3
15～20	1,130	190,060	215,585	25,525	22.6
20～25	1,182	257,029	273,759	16,730	14.2
25～30	1,100	291,550	305,485	13,935	12.7
30～40	2,639	803,229	828,055	24,826	9.4
40～50	1,886	828,027	825,038	-2,989	-1.6
50～60	1,273	684,880	665,930	-18,950	-14.9
60～80	1,519	1,038,946	984,858	-54,088	-35.6
80～100	692	619,139	571,659	-47,480	-68.6
100～150	596	717,633	632,068	-85,565	-143.6
150 以上	267	633,778	554,474	-79,304	-297.0
合 計	13,564	6,201,684	6,043,363	-158,321	-11.7

昭和 36 年 農林業主世帯

class (万円)	世帯数 (1,000)	当初所得 (100 万円)	再分配所得 (100 万円)	再分配所得-当初所得 (1,000 円)	(再分配所得-当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	384	32,026	38,237	6,211	16.2
10~15	488	71,541	76,632	5,091	10.4
15~20	543	104,745	89,769	14,976	27.6
20~25	554	130,467	129,515	-952	-1.7
25~30	477	135,802	127,108	-8,694	-18.2
30~40	708	251,057	242,979	-8,078	-11.4
40~50	430	195,779	189,748	-6,031	-14.0
50~60	263	146,333	142,527	-3,806	-14.5
60~80	234	164,806	161,485	-3,321	-14.2
80~100	84	77,448	76,453	-995	-11.8
100~150	44	54,947	53,241	-1,706	-38.8
150 以上	13	31,069	29,568	-1,501	-115.5
合 計	4,222	1,396,020	1,357,262	-38,758	-9.2

昭和 36 年 非農林業主世帯

class (万円)	世帯数 (1,000)	当初所得 (100 万円)	再分配所得 (100 万円)	再分配所得-当初所得 (1,000 円)	(再分配所得-当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	152	8,390	21,648	13,258	87.2
10~15	225	25,650	31,527	5,877	26.1
15~20	301	49,785	53,021	3,236	10.8
20~25	365	79,461	81,839	2,378	6.5
25~30	330	87,582	88,946	1,364	4.1
30~40	673	226,195	226,929	734	1.1
40~50	454	199,760	195,522	-4,238	-9.3
50~60	311	167,505	160,308	-7,197	-23.1
60~80	421	288,090	273,044	-15,046	-35.7
80~100	196	174,695	162,344	-12,351	-63.0
100~150	176	211,130	188,763	-22,367	-127.1
150 以上	110	273,119	254,002	-19,117	-173.8
合 計	3,714	1,791,362	1,736,271	-55,091	-14.8

昭和 36 年 無業者世帯

class (万円)	世帯数 (1,000)	当初所得 (100 万円)	再分配所得 (100 万円)	再分配所得-当初所得 (1,000 円)	(再分配所得-当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	948	17,822	46,523	28,701	30.3
10~15	380	37,468	47,027	9,559	25.2
15~20	289	43,061	49,710	6,649	23.0
20~25	228	44,597	48,063	3,466	15.2
25~30	140	35,980	37,777	1,797	12.8
30~40	232	78,022	78,741	719	3.1
40~50	149	65,337	64,082	-1,255	-8.4
50~60	106	57,611	55,534	-2,077	-19.6
60~80	125	86,638	81,090	-5,548	-44.4
80~100	47	42,427	37,848	4,579	-97.4
100~150	33	40,702	32,568	-8,134	-246.5
150 以上	13	32,430	25,518	-6,912	-531.7
合 計	2,690	582,095	604,481	+22,386	+8.3

昭和 39 年 雇用者世帯

class	世 帯 数	当 初 所 得	再 分 配 所 得	再分配所得—当初所得	(再分配所得—当初所得) 世帯数
(万円)	(1,000)	(100 万円)	(100 万円)	(1,000 円)	(1,000 円)
10 未満	114	5,398	34,731	29,333	257.3
10～15	298	35,586	60,558	24,972	83.8
15～20	645	109,160	140,102	30,942	48.0
20～25	936	203,586	236,470	32,884	35.1
25～30	840	221,614	244,732	23,118	27.5
30～40	2,065	698,194	744,569	46,375	22.5
40～50	2,149	941,742	959,757	18,015	8.4
50～60	1,767	946,775	929,701	-17,074	-9.7
60～80	2,749	1,872,081	1,782,959	-89,122	-32.4
80～100	1,494	1,328,904	1,224,526	-104,378	-69.9
100～150	1,459	1,773,793	1,623,422	-150,371	-103.1
150～200	412	721,763	650,229	-71,534	-173.6
200 以上	302	944,535	889,201	-55,334	-183.2
合 計	15,230	9,803,131	9,520,957	-282,174	-18.5

昭和 39 年 農林業主世帯

class	世 帯 数	当 初 所 得	再 分 配 所 得	再分配所得—当初所得	(再分配所得—当初所得) 世帯数
(万円)	(1,000)	(100 万円)	(100 万円)	(1,000 円)	(1,000 円)
10 未満	153	7,405	13,653	6,248	40.8
10～15	202	22,321	32,491	10,170	50.3
15～20	247	39,495	49,000	9,505	38.5
20～25	321	67,250	71,549	4,299	13.4
25～30	335	86,799	88,598	1,799	5.4
30～40	667	221,711	219,033	-2,678	-4.0
40～50	549	238,595	234,616	-3,979	-7.2
50～60	428	230,649	226,809	-3,840	-9.0
60～80	525	361,358	348,945	-12,413	-23.6
80～100	263	236,647	225,496	-11,151	-42.4
100～150	184	195,592	183,192	-12,400	-67.4
150～200	27	46,189	43,904	-2,285	-84.6
200 以上	11	31,807	25,815	-5,992	-544.7
合 計	3,912	1,785,818	1,763,101	-22,717	-5.8

昭和 39 年 非農林業主世帯

class	世 帯 数	当 初 所 得	再 分 配 所 得	再分配所得—当初所得	(再分配所得—当初所得) 世帯数
(万円)	(1,000)	(100 万円)	(100 万円)	(1,000 円)	(1,000 円)
10 未満	71	3,060	9,634	6,574	92.6
10～15	108	12,096	19,410	7,314	67.7
15～20	133	21,426	29,302	7,876	59.2
20～25	204	43,595	43,335	-270	-1.3
25～30	201	43,010	39,439	-3,571	-17.8
30～40	561	189,113	182,887	-6,226	-11.1
40～50	514	225,235	213,931	-11,304	-22.0
50～60	402	215,351	206,736	-8,615	-21.4
60～80	648	443,167	422,583	-20,584	-31.8
80～100	360	323,244	305,639	-17,605	-48.9
100～150	391	474,479	454,864	-19,615	-50.2
150～200	148	253,198	249,966	-3,232	-21.8
200 以上	140	430,920	422,201	-8,719	-62.3
合 計	3,881	2,677,894	2,599,927	-77,967	-20.1

昭和 39 年 無業者世帯

class (万円)	世 帯 数 (1,000)	当 初 所 得 (100 万円)	再 分 配 所 得 (100 万円)	再分配所得—当初所得 (1,000 円)	(再分配所得—当初所得) 世帯数 (1,000 円)
10 未満	887	11,265	50,090	38,825	43.8
10～15	297	24,948	39,395	14,447	48.6
15～20	241	32,294	44,236	11,942	49.6
20～25	233	44,899	54,242	9,343	40.1
25～30	150	35,865	41,081	5,216	34.8
30～40	245	79,086	86,124	7,038	28.7
40～50	175	78,155	79,343	1,188	6.8
50～60	128	70,016	68,288	-1,728	-13.5
60～80	180	76,320	68,422	-7,898	-43.9
80～100	98	93,188	85,632	-7,556	-77.1
100～150	94	119,869	108,817	-11,052	-117.6
150～200	22	40,005	34,889	-5,116	-232.5
200 以上	14	46,063	41,287	-4,776	-341.1
合 計	2,764	751,973	801,846	+49,873	+18.0

IV 計算結果の評価

表 9, 表 10 から明らかなように給付＝拠出の均衡所得階級はしだいに上昇しているが、全体として名目所得自体が上昇しており、さらに物価騰貴を考えるならば実質的な上昇があったかどうか疑わしい。これを所得階層別にみる代りに平均値でみたのが次の表 11 である。全体として当初所得に対する再分配後所得の割合は傾向的に低下しており、年金保険による拠出の影響が現れ、とくに昭和 36 年以降に顕著である。ただ業態別にみるとその動向に著しい違いがみられる。上の各表の下から 2 番目の行がそれである。これを全体の比率で割ったものが最後の行であり、これによって所得の業態間再分配の

状況が明らかになる。100% を境にしてこれを上回る業態は再分配利益をうけ、これを下回る業態は再分配損失をうけたことになる。これをみると自営業主から無業者への再分配があったことを物語るが、雇用者は業態間再分配においてやや中立的な役割を果たしている。これはわが国の社会保険が雇用者対象の保険と、自営業主や無業者等の一般国民対象の保険に 2 分され、それぞれがたがいに自立体系をもっていることと関係があるように思われる。それでは社会保険自体の再分配効果はどうであろうか。表 12 がそれである。制度別にみると年金保険や失業労災保険から医療保険へのかなり明確な所得再分配がみられ、医療保険制度が他の制度を犠牲にした再分配利益を享受している。

表 11 平均値でみた再分配状況

昭和 30 年

	雇 用 者	農 林 業 主	非 農 林 業 主	無 業 者	計
世 帯 数 (1,000)	9,619 (46%)	4,970 (24%)	3,718 (18%)	2,266 (11%)	20,573(100%)
当 初 所 得 (100万円)	2,435,795 (53%)	901,719 (19%)	976,463 (21%)	274,007 (5%)	4,587,984(100%)
給 付 (100万円)	391,528 (82%)	37,382 (8%)	21,746 (5%)	28,208 (5%)	478,864(100%)
拠 出 (100万円)	370,421 (70%)	66,120 (13%)	64,684 (12%)	23,427 (5%)	524,652(100%)
再 分 配 所 得 (100万円)	2,456,902 (54%)	872,981 (19%)	933,525 (21%)	278,788 (6%)	4,542,196(100%)
合 計 平均当初所得	253	181	262	120	223
平均再分配所得 (1,000円)	255	176	251	123	221
平均再分配所得 平均当初所得	101%	97%	96%	103%	99%
(対 総 数 比)	(102%)	(98%)	(97%)	(104%)	

昭和 33 年

	雇 用 者	農 林 業 主	非 農 林 業 主	無 業 者	計
世 帯 数 (1,000)	11,242 (50%)	5,012 (22%)	3,820 (17%)	2,308 (10%)	22,382(100%)
当 初 所 得 (100万円)	3,727,133 (59%)	1,042,179 (16%)	1,236,860 (20%)	336,998 (5%)	6,343,170(100%)
給 付 (100万円)	486,487 (81%)	50,465 (8%)	29,681 (5%)	35,092 (6%)	601,725(100%)
拠 出 (100万円)	533,419 (76%)	72,900 (10%)	75,691 (11%)	23,889 (3%)	705,899(100%)
再 分 配 所 得 (100万円)	3,680,201 (59%)	1,019,744 (16%)	1,189,860 (19%)	348,201 (6%)	6,238,006(100%)
合 計 平均当初所得	331	207	324	146	283
平均再分配所得 (1,000円)	327	203	311	151	279
平均再分配所得 平均当初所得	99%	98%	96%	103%	99%
(対 総 数 比)	(100%)	(99%)	(97%)	(104%)	

昭和 36 年

	雇 用 者	農 林 業 主	非 農 林 業 主	無 業 者	計
世 帯 数 (1,000)	14,014 (58%)	4,221 (18%)	3,715 (16%)	1,971 (8%)	23,921(100%)
当 初 所 得 (100万円)	6,201,684 (62%)	1,396,020 (14%)	1,791,362 (18%)	532,095 (6%)	9,971,161(100%)
給 付 (100万円)	699,210 (79%)	67,734 (8%)	55,938 (6%)	61,125 (7%)	884,007(100%)
拠 出 (100万円)	857,531 (77%)	106,492 (10%)	109,407 (10%)	38,739 (3%)	1,112,169(100%)
再 分 配 所 得 (100万円)	6,043,363 (62%)	1,357,262 (14%)	1,737,873 (18%)	604,481 (6%)	9,742,999(100%)
合 計 平均当初所得	442	330	482	295	417
平均再分配所得 (1,000円)	431	322	468	307	407
平均再分配所得 平均当初所得	98%	98%	97%	104%	98%
(対 総 数 比)	(100%)	(100%)	(99%)	(106%)	

昭和 39 年

	雇 用 者	農 林 業 主	非 農 林 業 主	無 業 者	計
世 帯 数 (1,000)	15,231 (51%)	3,912 (15%)	3,880 (15%)	2,764 (11%)	25,787(100%)
当 初 所 得 (100万円)	9,803,131 (65%)	1,785,818 (12%)	2,677,894 (18%)	751,973 (5%)	15,018,816(100%)
給 付 (100万円)	1,194,773 (79%)	116,453 (8%)	96,573 (6%)	103,874 (7%)	1,512,518(100%)
拠 出 (100万円)	1,476,947 (80%)	139,170 (8%)	174,540 (9%)	54,846 (3%)	1,845,503(100%)
再 分 配 所 得 (100万円)	9,520,957 (65%)	1,763,101 (12%)	2,599,927 (18%)	801,846 (5%)	14,685,831(100%)
合 計 平均当初所得	643	456	690	272	582
平均再分配所得 (1,000円)	625	451	670	290	569
平均再分配所得 平均当初所得	97%	99%	97%	107%	98%
(対 総 数 比)	(99%)	(101%)	(99%)	(109%)	

表 12 社会 保険 制度 別 状 況

class (万円)	昭 和 30 年					
	医 療 保 険		年 金 保 険		失 業・労 災 保 険	
	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)
9.6 未 満	193,282	3,465	191,391		186,441	
9.6~19.2	971,559	6,989	960,993		947,426	
19.2~28.8	1,099,617	4,709	1,083,725		1,076,471	
28.8~38.4	896,131	2,739	886,497		882,433	
38.4~48.0	502,323	1,193	497,923		496,166	
48.0~57.6	343,294	669	341,144		337,345	
57.6~67.2	220,626	357	219,698		218,640	
67.2~76.8	108,991	153	108,715		108,065	
76.8~86.4	86,766	108	86,632		86,081	
86.4~96.0	40,598	46	40,698		40,333	
96.0 以上	202,590	145	202,318		201,582	
合 計	4,665,777	20,573	4,619,734	20,573	4,580,983	20,573

class (万円)	昭 和 33 年					
	医 療 保 険		年 金 保 険		失 業・労 災 保 険	
	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)
10 未 満	200,013	3,521	193,104		193,502	
10~ 15	357,666	2,976	351,283		352,606	
15~ 20	484,402	2,878	478,441		480,419	
20~ 25	583,223	2,682	577,209		580,850	
25~ 30	563,650	2,134	559,229		563,436	
30~ 40	1,121,421	3,369	1,117,674		1,127,874	
40~ 50	834,216	1,941	834,810		842,670	
50~ 60	558,840	1,073	561,665		565,919	
60~ 70	404,062	658	407,424		409,947	
70~ 80	267,187	379	269,993		271,555	
80~ 90	184,911	229	186,905		187,783	
90~100	133,011	147	134,372		135,051	
100 以上	612,218	395	615,139		616,607	
合 計	6,304,820	22,382	6,287,248		6,328,219	

class (万円)	昭 和 36 年					
	医 療 保 険		年 金 保 険		失 業・労 災 保 険	
	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)
10 未 満	100,285	1,796	95,723		79,039	
10~ 15	258,879	2,060	253,434		250,661	
15~ 20	393,964	2,263	379,644		386,768	
20~ 25	516,801	2,329	504,315		511,068	
25~ 30	552,857	2,048	542,529		550,220	
30~ 40	1,357,504	3,982	1,337,849		1,357,390	
40~ 50	1,289,807	2,918	1,275,033		1,287,751	
50~ 60	1,044,346	1,954	1,034,762		1,055,034	
60~ 80	1,551,398	2,299	1,543,472		1,574,798	
80~100	896,774	1,019	891,639		909,910	
100~150	1,002,750	850	995,390		1,017,867	
150 以上	954,870	403	947,282		963,460	
合 計	9,920,235	23,921	9,801,072		9,943,966	

class (万円)	昭和 39 年					
	医 療 保 険		年 金 保 険		失 業・労 災 保 険	
	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)	再 分 配 所 得 (100万円)	世 帯 数 (1,000)
10 未 満	45, 189	1, 225	43, 314		26, 743	
10～ 15	103, 437	905	100, 419		95, 007	
15～ 20	210, 186	1, 268	206, 261		202, 688	
20～ 25	365, 772	1, 693	351, 577		359, 802	
25～ 30	389, 496	1, 527	378, 897		387, 780	
30～ 40	1, 191, 455	3, 539	1, 165, 956		1, 190, 239	
40～ 50	1, 400, 798	3, 387	1, 374, 286		1, 408, 331	
50～ 60	1, 380, 240	2, 725	1, 355, 286		1, 395, 230	
60～ 80	2, 636, 647	4, 103	2, 588, 822		2, 678, 074	
80～100	1, 947, 793	2, 215	1, 913, 955		1, 977, 635	
100～150	2, 544, 859	2, 128	2, 516, 918		2, 552, 961	
150～200	1, 053, 045	610	1, 041, 182		1, 055, 195	
200 以上	1, 445, 983	460	1, 430, 711		1, 444, 898	
合 計	14, 714, 900	25, 788	14, 467, 584		14, 774, 583	

以上の説明は業態間、制度間の再分配としては首肯できても、階層間再分配について明確な解釈を与えるものではない。これを計数的に確定する一つの方法は、社会保障措置による所得分布の不平等度を算定し、以前の所得分布の状況と比較することであろう。不平等度指数にはいろいろあるが、ここでは基本資料や推定方法を考慮してむしろ単純なジニ係数 Gini's Coefficient を用いることにした⁹⁾。計算結果は表 13～15 の通りである。

この表からまず次のことをよみとることができる。第 1 に再分配前（社会保障措置を講じる前）所得分布の不平等度に明白な循環運動がみられ、景気上昇期には不平等度が高まり、景気下降期にはこれが低下しながら、傾向的に不平等度の上昇がみられる。第 2 に社会保障の再分配機能の存在に疑う余地はないが、再分配後所得分布の不平等化は景気変動に関係なく着実に進行している。第 3 は B/A が示すように社会保障の再分配機能は好景気に強く不景気に弱いという意味で景気補整的效果をあ

げている。第 4 は、B/A（これを仮に再分配力とよぼう）が傾向的に 1 に近づいていることから明らかなように、社会保障の再分配力は漸次弱化的傾向がみられる。社会保障措置のもつ所得再分配効果と景気補整効果が上の計算結果から確認されたわけであるが、この二つの効果がしだいに稀薄になっていることもまた疑う余地のない事実である。この期間に業態別世帯構成に大きな変化がみられた。構成比のもっとも大きい雇用者世帯は昭和 30 年の 47.1% から昭和 39 年には 59.2% へと急増したのに対して、農林業主、非農林業主世帯の構成はこの期間それぞれ 23.9%、17.9% から 15.1%、15.0% へと大幅の低下を示した。したがって全体の動きは雇用者世帯の動向に大きく影響されることになろう。さきの表 12 に業態別のジニ係数をのせておいた。昭和 30 年をのぞけば、雇用者世帯の動向は総体の動きにかなりよく合致しており、再分配力も着実に低下している。全体を通して農林業主世帯の所得分布が他に比べて格段に平等化しているけれども、所得の捕捉に問題があるため、この点は割引きして考えておかなければならない。

社会保障は各種制度の合成体であり、それぞれが所得の再分配に、したがってまた所得の分布状況に異った影響を与えている。そこで制度別の再分配効果をたしかめておく必要がある。表 14 がそれである。各制度の作用による所得分布均等化機能は年を追って激化し、とくにこの傾向は社会保険において著しい。これは全額公費負担方式の制度と、保険料拠出方式の制度との階層別所得再分配効果に大きな違いのあることを意味している。まず拠出の面で前者は累進税によるのに対して、後者はせ

9) ここで Gini Coefficient とよんだのは正しくはジニ集中度指数 indici di concentrazione というべきであろう。いま N を所得人員総数、 S をその所得金額（ともに最高所得階層からの累積）とすれば

$$N = \frac{1}{c} S^{\delta}$$

したがって

$$\log N = \delta \log S - \log c$$

ここで c は定数であり、 δ が不平等度である。 δ が大きいほど分布は不平等である。この係数は所得分布の統計的特性について全く何らの仮定をおかずに計算されたものである。しかし理論的にすぐれているのは所得分布が対数正規型をなすことを確認して導出されたジブラ係数 Gibrat Coefficient である。

表 13 Gini 係 数 表

		総 数	農 林 業 主	雇 用 者	非農林業主	無 業 者
昭和 30 年	A 当初所得	1,709	1,323	1,531	1,642	1,433
	B 再分配所得	1,447	1,200	1,402	1,581	1,382
	B/A	84.7%	90.7%	91.6%	96.3%	96.4%
昭和 33 年	A 当初所得	1,676	1,405	1,623	1,779	1,694
	B 再分配所得	1,591	1,388	1,558	1,720	1,515
	B/A	94.9%	98.8%	96.0%	96.7%	89.4%
昭和 36 年	A 当初所得	1,816	1,497	1,703	1,858	1,654
	B 再分配所得	1,705	1,492	1,723	1,814	1,585
	B/A	93.9%	99.7%	101.2%	97.6%	95.8%
昭和 39 年	A 当初所得	1,714	1,465	1,675	1,820	1,784
	B 再分配所得	1,686	1,382	1,651	1,842	1,707
	B/A	98.4%	94.3%	98.6%	101.2%	95.7%

表 14 制度別 Gini 係数表

	昭和 30 年	昭和 33 年	昭和 36 年	昭和 39 年
Yp+公的扶助・社会福祉	1,530	1,664	1,713	1,714
Yp+社会保険	1,530	1,660	1,764	1,722
Yp+社会保険・恩給・戦争犠牲者援護	1,476	1,614	1,740	1,712
Yp+公衆衛生・住宅・雇用対策	1,535	1,666	1,709	1,712

注 Yp: 当初所得。

表 15 社会保険制度別 Gini 係数表

	昭和 30 年	昭和 33 年	昭和 36 年	昭和 39 年
Yp+医療保険	1,534	1,668	1,772	1,721
Yp+年金保険	1,539	1,674	1,720	1,726
Yp+失業保険・労災保険	1,541	1,670	1,722	1,715

いぜい所得比例的（実際には標準報酬に準拠しさらにこれに頭打ちを設ける等の事情でむしろ逆進的）保険料によっており、また給付の面では前者がニードによるものならびに全世帯に均一なサービスの的なものであるのに対して、後者はやや所得比例的である。これらの理由が上の制度別ジニ係数の相違を説明してくれるものと思われる。社会保障制度の大宗をなす社会保険制度別ジニ係数をみると、制度間にほとんど大差はないが、年金保険のジニ係数がやや高く、この制度の所得再分配による均等化効果（もちろん階層別所得再分配効果）が他の制度に比べて劣っていることを物語る。

以上が社会保障による所得再分配の第1次効果であるが、所得階層間の再分配は乗数波及を通じて経済全体の所得水準に影響を与えるばかりでなく、年金保険の積立金運用が乗数効果をもたらすから、社会保障の再分配効果を総体的につかむためには、階層別所得分布に与える第1次効果と、この所得分布の変化による第2次乗数効

果を同時に考慮していかなければならない。試みに昭和39年をとりあげてみよう。『就調』の階層所得分布を5分位階層にくみかえ、これに『家計調査年報』から計算した。

もっとも上の計算では、各分位の再分配利益ないし損失は乗数過程においても他の分位に流出することなく、同一分位のなかで循環すると仮定したが、この仮定は非現実的であり、乗数効果を過大評価しすぎていることが明らかである。ここではただ再分配の第1次効果は小さくても第2次の乗数効果がかかなり大きくなることを示したかっただけである。また積立金の累増がデフレ効果をもつから経済的に好ましくないというのが積立方式に対する反対論の一つの論拠であったが、現在積立金は大蔵省資金運用部によって運用されており、主として社会開発関係に融資する建前になっている。したがって年々の積立金増加分は流過程から漏出するどころか、じつは公共支出として大きな乗数効果をもつことになる。下の

表 16 再分配による乗数効果 (昭和 39 年)

	再分配所得—当初所得 (A)	限界消費性向 (B)	乗 数 (C)	始 発 要 因 (D) [≡(A)×(B)]	乗 数 効 果 (E) [≡(D)×(C)]
I	221,200	95.8%	23.8	211,910	5,043,458
II	73,400	86.4	7.4	63,418	469,293
III	110,600	79.5	4.9	87,927	430,842
IV	△259,500	60.0	2.5	△134,875	△337,188
V	△479,300	63.6	2.7	△304,835	△823,055
小 計	△333,600				4,783,350
積立金増分	358,392		3.6		1,290,212
總 計					6,073,562

表 17 個人所得の比較

(単位 10 億円)

	昭 和 30 年			昭 和 33 年			昭 和 36 年			昭 和 39 年		
	A	B	A/B	A	B	A/B	A	B	A/B	A	B	A/B
雇用者所得	2,761.4	3,505.9	78.8%	4,045.8	4,936.6	81.9%	6,849.1	7,808.1	87.7%	10,809.5	11,976.7	90.3%
個人業主所得	1,699.9	2,723.0	63.4	2,052.4	2,833.4	72.4	2,778.5	3,940.9	70.5	3,827.3	5,368.0	71.3
個人財産所得	66.3	477.9	13.9	126.3	784.9	16.1	211.5	1,475.4	14.3	312.9	2,358.8	13.3
法人より 個人への移転	—	11.9	—	—	15.0	—	—	29.3	—	—	39.5	—
(一消費者) (負債利子)	—	16.9	—	—	27.6	—	—	43.7	—	—	78.3	—
政府より 個人への移転	85.0	347.1	24.5	119.5	434.5	27.5	151.4	678.6	23.3	196.5	1,196.4	16.4
海外から 個人への移転	—	12.4	—	—	16.0	—	—	23.4	—	—	25.5	—
そ の 他	95.4	—	—	117.3	—	—	158.6	—	—	193.9	—	—
合 計	4,670.8	7,061.4 (6,894.8)	66.1	6,460.5	8,992.8 (8,823.2)	71.8	10,166.9	13,914.9 (12,187.3)	73.1	15,281.7	20,886.7 (18,399.6)	73.2

注 A;『就業構造基本調査報告』 B;『国民所得白書』。括弧内は旧推計。

行にのせたのがこれである。これをみると社会保障の第1次再分配効果はさして大きくないのに第2次効果の方は予想以上に大きく、再分配の経済効果にはなお没すべからざる意味のあることがわかる。

V 基本資料についての疑問

本調査の基礎資料としてわれわれは『就業構造基本調査報告』を用いた。再分配前所得(当初所得)の計算結果はもちろんのこと再分配後所得のそれも『就調』における階層別所得分布の是非に大きく依存している。表17は『就調』の個人所得と『国民所得統計』のそれを比較対照した一覧表である。『就調』の個人所得は国民所得統計における個人所得の約70%にすぎず、大幅な過少推計をみせている。理由は大きくいって四つあると思う。第1に、『国民所得統計』では発生主義の建前をとっており、たとえば社会保険料の事業主負担分が当然含まれているのに対して、『就調』は現金主義で現金収入しか計上されていない。第2に『国民所得統計』では現物所得——た

たとえば農家の自家消費分——が考慮されているのに『就調』では現金主義の建前からこれを含めない。第3に『国民所得統計』には帰属所得が含まれるのに『就調』には全然これを含めない。以上3点は『就調』推計が『国民所得統計』推計を下回る原因である。これに対して逆に前者が後者を上回る理由として第4に『就調』の推計値には個人間の仕送りが含まれる(個人間の移転所得)のに『国民所得統計』では、個人間の所得の移転は相互に相殺されるために含めない。表から明らかなように『就調』はとくに個人財産所得、政府から個人への移転において極度に過少推定になっている。個人財産所得中賃貸料の約2分の1は帰属所得であると仮定してこの分を『就調』の個人財産所得にプラスしても『国民所得統計』のそれにははるかに及ばない。これは明らかに『就調』の過少申告に基くものである。また『就調』において政府から個人へと移転が過少なのは現物給付や医療給付を含めないからである。これらはいずれも『就調』の調査方法では過少申告にならざるをえないという事情に基くも

のであろう。本調査でもこれらの点を考慮して資料を補正しておくべきであったが、補正方法がかたまっていないために見送ることにした。さらにキャピタル・ゲインを含めないことも問題になろう。これは『国民所得統計』でも同じであるが現在のように土地価格が暴騰したり株式価格が高騰したりして、それがまた経済全体にはかり知れない影響力をもっていることを考えるならば、キャピタル・ゲインを省いた所得分布は現実からあまりにもはなれすぎているといわれても仕方がない。国民所得の推計ならまだしも、所得分布を扱う場合にこれが最大の難点とみてよい。ただ本調査では資料不足のために割愛したが将来の検討にゆだねたいと思う。また法人所得を個人所得に加えるべきかどうか問題の存するところであるが、近年法人の配当金が減少して法人留保に増加傾向がみられる。それは法人留保を大株主の Tax Haven に使っているためではないかとみられなくもないので、法人所得はむしろ一括して株式保有者に配分するという考え方もある。これらの問題点は本調査ではすべて回避した。

VI お わ り に

以上社会保障の所得再分配効果に関する調査の概略を説明した。さきにもふれたように最大の難関は基礎資料

の不足不備である。第1に全世帯所得階層別所得分布の時系的データがないこと、第2に社会保障制度のなかには個人加入のものが多く、これを世帯所得階層のベースにそろえることがきわめて難しいこと、第3に世帯所得階層別（課税所得階層別ではない）の租税負担が明らかでないこと等がその主なものである。これら資料上の問題があるにもかかわらず、本調査による fact-finding はわが国社会保障制度の現状と将来についてきわめて重要な事実を指摘している。それは社会保障による所得再分配効果が過去 10 年間を追って悪化していること¹⁰⁾、業態別にみると社会保障への需要のもっとも高いグループが相対的に不利になっていること、が確認された。しかし社会保障措置そのものはいぜんとして再分配効果、反景気循環効果をもっているのであるから、その機能が発揮できるよう、制度自体の再検討が期待されるのである。

- 10) 当初所得の分布の不平等がこの期間にかなり急速に進行したために、現行の社会保障制度ではこれに対して効果のある再分配機能を発揮できないという面もある。なお、当初所得の不平等化要因については別の機会に分析結果を発表したい。

執 筆 者 紹 介

きく すみ 角	ち た 田	いさ 勇	お ふ 豊	九州大学名誉教授
むか 向	い 井	とし 利	まさ 昌	同志社大学教授
あり 有	くに 国	かず 和	こ 子	厚生省年金局企画課
うえ 上	むら 村	まさ 政	ひこ 彦	健康保険組合連合会社会保障研究室研究員
じ 地	ぬし 主	いげ 重	よし 美	社会保障研究所員